



第58号

発行／水戸翔合同法律事務所
〒310-0062 水戸市大町3-1-24 はばたきビル
TEL.029-231-4555(代表) FAX.029-232-0532
<http://www.habataki-lo.jp/>

安倍9条改憲を阻止しよう！
東海第二原発の再稼働反対！
すべてのえん罪被害者の救済を！



はばたく日はいつ？（千波湖にて）川上 一さん撮影

暑中お見舞い！

中一あゆみ

弁護士 佐藤 大志

自然災害が続いています。6月18日の大阪北部地震に続き、7月には西日本各地を豪雨が襲いました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、甚大な被害を受けられた方々や関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、最近の政治問題として浮上するのは、国際政治では、中国（習近平）や北朝鮮（金正恩）、アメリカ（トランプ）の話題であり、国内政治では政権が長期化し我が物顔で国会対応をしている安倍総理の傍若無人ぶりです。

安倍政権がなぜ今の自民党の派閥の中で維持されるのかについて考えてみると、一番の要因は小選挙区制と政党助成金にあるのではないかと感じます。

以前の自民党は、各議員がそれぞれに自由な発言と行動をとり、互いに牽制する中でタカ派とハト派の間で一定の自然なバランスを保ち、その中で政治問題の議論がなされていたように思います。しかし現在は、各選挙区の候補者が単独に絞られ、政党助成金の配分による選挙資金の締めつけから、各議員はそれぞれの派閥の長の意向を窺い、また派閥の長は総理総裁の意向に逆らうことが困難な状況にあるように感じます。

健全な社会は、自由に意見を表明し、異なった視点からの批判を受けて議論が成立する中で初めて維持されるものだと思います。実質的に独裁政治といえる中国や北朝鮮の政治体制に近づきつつある日本を正常な軌道に戻すためには、小選挙区制の廃止と政党助成金の見直しが不可欠ではないかと思っています。

今年の夏もまた暑い日が続きます。皆様が、この夏をつつがなく乗り切られることを切に願います。

弁護士 谷 萩陽一 弁護士 安江 祐

弁護士 佐藤 大志 弁護士 五来 則男

弁護士 丸山 幸司 弁護士 木南 貴幸

弁護士 三村 悠紀子 弁護士 鈴木 裕也

事務局一同

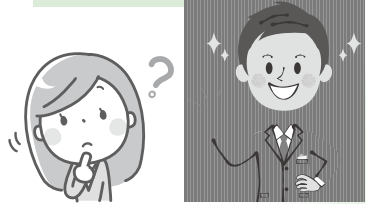


最新鋭のステルス戦闘機を搭載するため改修が計画されている
ヘリコプター搭載護衛艦「いずも」(海上自衛隊ホームページより)

「安倍9条改憲」ってなに？

弁護士 谷 萩 陽 一

東京に住んでいる妹が水戸に帰省して、地元で弁護士をしている兄と話をしています。



妹 おにいちゃん、「安倍9条改憲」って？
兄 ほかの改憲とどう違うの？
妹 「9条をそのままにして、自衛隊を書き込む」というのが特徴だね。自民党の素案では、「自衛の措置を講じることができる」という条文になっている。
妹 なんのために？
兄 安倍首相は「違憲論争に終止符を打つ」と言ってる。「自衛隊は憲法違反だ」なんて言えないようにしたいんだ。

妹 百里基地に「自衛隊は憲法違反」という大きな看板があるけど、あれを見て、マズイって思ったかな？
兄 でも安倍さんは今も自衛隊があるから憲法を変えても何も変わらないって言ってるわね。
妹 しかし、憲法を変えるからには現実も変えたいんだと思うね。
兄 どんな風に？
妹 今の憲法には「戦力は持たない」と書いてある。だから「自衛隊は戦力じゃない」という言い訳をしてきた。でも「自衛の措置」といえばいろんな装備が持ちやすくなる。
妹 たとえば？
兄 攻撃型空母とか、長距離弾道ミサイルとか。
妹 まるでアメリカ軍みたい。
兄 そのアメリカ軍とは自衛隊の共同訓練を急速に増やしてる。実戦に備えてるわけだ。
妹 そういえば「安保法制」(戦争法)で「集団的自衛権」を認めたけど？
兄 「自衛の措置」の中には「集団的自衛権」も含まれることになる。「存立危機事態」なんてややこしいことを言わなくても、同盟国アメリカが攻撃されたら一緒に反撃できるようにする。
妹 戦争法のととの「自衛隊」は昔の自衛隊とは違ってしまった。そこをみると「安倍9条改憲」の本当の問題点はわからないわけね。
兄 そのとおり。
妹 そうなったら、「戦争放棄」とか「戦

兄 力を持たない」って書いてある9条が残っても意味ないんじゃない？
妹 だから、「9条を死文化させる」って批判されてる。
兄 結局それがねらい、ってことね。それって、北朝鮮とアメリカの対話がはじまった時代に逆行してない？
妹 この間の動きは、「武力に頼らない平和」という9条の立場こそ現実を動かす力があることを証明してるよね。
兄 安倍さんも改憲の口実がなくなっで困ってるんじゃない？
妹 改憲の息の根を止めるチャンスだ。ついでに安倍政権の息の根もね。
兄 来年のいつせい地方選挙や参議院選もあるから、安倍政権ノー！の声を大きくしないとね。
妹 来年まで待てないわよ。茨城は12月に県議選があるでしょ。
兄 よし！みんなで頑張ろう！



霞ヶ浦導水差止め裁判 和解成立

弁護士 丸山 幸司

霞ヶ浦導水差止め裁判は、今年4月27日、控訴審である東京高等裁判所第19民事部で和解が成立しました。

和解条項では、国が漁業への影響に配慮し漁協の意見を尊重することがうたわれ、①導水事業の本格運用までの間意見交換の場をもうけること、②本格運用までの那珂川からの取水は毎年10月1日から翌年1月末日までの間、夜間14時間は停止すること、③霞ヶ浦から那珂川への送水については、ろ過装置の効果を確認した上で、少量の試験送水を行い、モニタリングをしながら影響を調査するなど段階的に実施すること、が定められました。

今回の和解は、実質的には導水事業を一部差し止めたとして評価できるもので、みなさまのご支援をいただいて裁判闘争を闘い抜いてきた成果だといえることができます。

今後も、清流那珂川を守るために息の長い闘いが続きます。引き続き関心をお寄せいただき、ご支援いただけますようよろしくお願いいたします。

東海第二 原発差止訴訟 判決時期が明確に!!

弁護士 五 來 則 男

東海第二原発は今年の11月28日に運転開始から40年を迎え、本来なら廃炉となります。しかし、日本原電はさらに20年運転延長ができるように原子力規制委員会に許可の申請を行い、現在その審査が大詰めを迎えています。適合性審査では合格の審査書案が示されましたが、運転延長の許可が出るかどうかは予断を許しません。もし許可が出れば、日本原電は防潮堤の建設など安全対策工事を行わなければなりません。また、2021年3月末までに終わらせるとしています。ただ、その後は、東海村や周辺5市から安全協定に基づき事前了解を得る必要があります。その後となります。

そこで、原告からは、裁判所に対して、そのような再稼働のスケジュールに合わせることなく、主張の整理や証人尋問、現地調査(東海第二原発やその周辺、福島の影響地など)などを迅速に行い、2020年3月までに審理を終え、2021年3月までに判決を出すよう申し入れました。今年4月に裁判長が交代したのですが、新しい裁判長は、その趣旨をよく理解し、2021年3月までに判決を出す方針を示し、被告の日本原電や国も同意しました。このようにゴールが明確になりましたので、原告側は廃炉に向けてできることはすべてやりきるつもりで、裁判に取り組んでいます。

あなたのための相続対策

弁護士 三村 悠紀子



「相続対策」と聞いて、みなさんはどのような方法を思い浮かべますか。

遺言を思い浮かべた方。遺言は、だれが何を相続するのかという相続方法を定めるものですので、これにより、遺産の分割方法で揉める「争続」を防止することができます。また、遺言書があると、どのような財産を持っていたのか調査をする必要も、遺産分割のために家族で集まる必要もなくなるため、遺言は、遺族の相続手続きを劇的に簡単にする、相続手続き対策の役割も果たします。

相続税対策として、サブリース（不動産の転貸）、生前贈与を耳にする方も多いかもしれません。確かに、サブリースは一般的な

賃貸借より、相続税の計算上有利な面があります。しかし、サブリースは投資の1つであり、転貸をしたアパートに空室が続けば、家賃減額や、契約の打ち切りがなされたりするなど、損害を受ける危険があることに変わりはありません。生前贈与についても、相続税の対象とならないとの面はありますが、税率が高い贈与税の対象になりますので、やはり注意が必要です。

また、近年、自分の財産を、特定の人のために管理するよう定めて、信頼する人に財産を託すという家族信託という新たな相続対策も整備されております。他にも、家族にできるだけ財産を残すために、生前から適切な財産管理のもとにおくという意味での

相続対策として、後見制度も広く利用されております。

どんな人にでも、いつかは巡ってくる相続。せっかくなら、あなたに合った相続対策で、幸せな相続を実現しませんか？

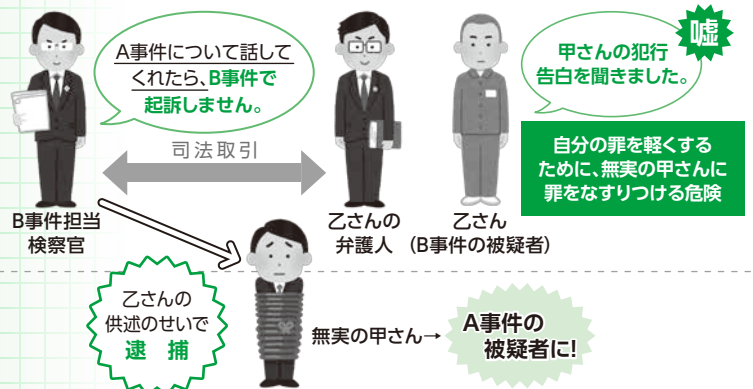
当事務所では、相続・遺言について、連続セミナーを企画しました。

第1回（9月8日）は、相続対策の代表である遺言書の書き方や、作成した遺言書の守り方について、第2回（9月29日）は、生前贈与、家族信託など事前にできる相続対策の内容や注意点、後見制度の具体的な利用方法について、第3回（10月13日）では、もしもの場合に備えて、経験豊富な弁護士の過去の解決事例を参考にした「争続」の解決方法について、分かりやすくお話しいたします。講義の後には、個別の質問時間も設けております。

同封しておりますチラシをご参照の上、ぜひ奮ってご参加下さい。

司法取引

B事件の取調べ中に、「乙がA事件の関係者」との情報



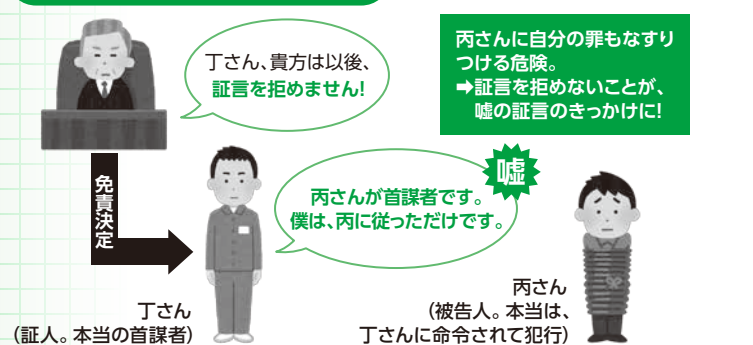
2018年6月から新しい2つの制度が始まりました。

ひとつは、司法取引制度（協議合意制度）です。

司法取引とは、検察官に自分の罪に対する処分を軽くしてもらうことの見返りとして、被疑者が、①自分の罪を認めたり（自己負罪型）、②他人の犯罪について情報提供をしたり（密告型）する取引のことをいいます。今回の法改正では、②の密告型だけが導入されました。

こうした密告型の取引については、自分が助かるために無実の人を巻き込まない、強硬な取調べに代わる新たなえん罪の温床になるのではないかと懸念があります。

刑事免責 丙さんの刑事裁判



取引できる対象犯罪が限定され、また取引には弁護人の同意が必要となっていますが、えん罪の歯止めとしては十分な内容と言わざるを得ません。

もうひとつは、刑事免責制度です。

これまでは、憲法が黙秘権を保障している関係で、証人には、その証言で自身が刑事罰を問われかねない場合、証言を拒絶する特権がありました。

しかし、刑事免責制度が導入された結果、検察官が証人に対して同制度の適用を請求し裁判官がそれを認めれば、証人は、要求される証言がたとえ自身の刑事罰につながるものであっても、その証言を拒絶できなくなりました。

なお、得られた証言については、その証

司法取引と刑事免責がスタートしました！

弁護士 鈴木 裕也



訃報

とても残念で、悲しいお知らせです。

当事務所の事務職員である今瀬多実さんが、去る1月30日、くも膜下出血のため亡くなりました。44才でした。

2009年6月に入所して8年半余り、自分の仕事を的確にこなすだけでなく、いつも笑顔で周囲に気を配ってくれた彼女は、事務所にとって、とても大切な人でした。

今瀬さん、どうもありがとう。謹んで、ご冥福をお祈りします。

人に刑事罰を科すための証拠として用いることができませんが、証拠として用いることが出来ないのは「証人の証言内容」だけなので、別の証拠で刑事罰を科すことは可能です。

この制度は、司法取引と異なり、証言する見返りがあるわけではないので、「司法取引ほどえん罪の危険はないのでは」という意見もあります。

しかし、他人の犯罪について法廷で話す以上、無実の人を巻き込む危険自体は変わらないので、そのように言うてよいのかは疑問です。

えん罪は絶対に防がなければなりません。これらの制度が今後どのように利用されていくのか注視していく必要があります。

すずき ゆう や

鈴木裕也弁護士が
入所しました。

今年1月より入所いたしました、鈴木裕也と申します。

「不安を抱える方々に寄り添うことができる弁護士になりたい」。私が弁護士を目指そうと決意した時に抱いた思いです。

私は、司法修習の期間を当事務所の谷萩弁護士の下で過ごさせていただいたのですが、その中で、世の中には様々な不安を抱えている方々がいることを実感し、そして、それぞれの弁護士や事務局が親身になってその方々に寄り添っている姿を間近で見て、自分もその一員になりたいと思い、入所を決意しました。

まだまだ未熟ではありますが、皆様のご期待に応えることが出来るように日々研鑽努力を重ね、上記の初志と「基本的人権を擁護し、社会的正義を実現する」という弁護士の使命を忘れず、お一人お一人の相談者に誠心誠意向き合っていく所存です。

今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。



鈴木裕也 弁護士

紹介と交流のつどい

本年3月16日、「鈴木裕也弁護士紹介と交流のつどい」を開催しました。昨年の三村弁護士紹介のつどいに続き2年連続での交流会の開催にもかかわらず、県内外からたくさんの方にお集まりいただきました。

つどいでは、谷萩弁護士と五来弁護士のコンビ「ローヤーズ」による憲法漫才がお披露目されるなど楽しい企画で盛り上がり、また、日頃から事務所を支えてくださっている皆さまと親しく懇談することができました。

鈴木弁護士の入所によって当事務所は弁護士8名の体制となり、皆々から寄せられる法律的なご相談や紛争の解決に、幅広くかつ迅速に対応できることになると存じます。

今後とも鈴木弁護士への温かいご支援とご指導をお願いいたします。

INFORMATION

— インフォメーション —

事務所法律相談

法律問題全般を幅広く取り扱っております。予約制になっておりますので、お電話にてご予約ください。

●民事

●家事（離婚・相続・後見・遺言）

●交通事故

●労働

●債務整理

●刑事

●医療過誤

●その他

交通事故・債務整理の初回相談料無料

その他につきましては、1回30分～1時間5,000円＋消費税となります。
(医療過誤等の複雑な事案の場合、10,000円＋消費税をいただくこともあります。)

※みなさまにお気軽にご相談いただけるよう、今回『無料相談カード』を同封させていただきました。身近なことから専門的分野まで対応致しますので、この機会にぜひご活用ください。

外部法律相談

県内各地での出張法律相談を行っております。各地での相談日・相談会場及び予約については、下記窓口にお問合せ下さい。

○日立民主商工会	日立市鮎川町6-18-7	TEL.0294-37-2160
○鹿行民主商工会	神栖市奥野谷7815-2	TEL.0299-96-7371
○日本共産党東部地区委員会	水戸市上水戸2-6-21	TEL.029-221-7441
○日本共産党西部地区委員会	筑西市玉戸31-1	TEL.0296-25-6511
○日本共産党東海村委員会	那珂郡東海村村松 2401-2	TEL.090-3961-8578 (大名村議)

事務所ホームページ

事務所ホームページはこちらから！

水戸はばたき

検索

http://www.habataki-lo.jp/

法律相談予約・お問合せ

TEL. 029-231-4555

平日 9:30～17:30
※土日祝日は休業となります。

編集後記

No.58 August 2018

署名用紙を2つ同封いたしました。

暴走する自公政権とそれに抵抗する市民・野党とのたたかいが日々報じられています。力を合わせる時です。6月7日に1350万人が国会に提出された「安倍9条改憲NO!憲法を生かす全国統一署名」、目標は3000万筆です。

逮捕から17年、守大助さんの再審請求は現在最高裁で審理中です。再審開始を求める要請署名にご協力をお願いします。

(E)

Happy Wedding

昨年11月16日、木南弁護士の結婚を祝う会を開きました。

木南弁護士と奥様の絵磨さんが入場すると、会場全体がとても幸せなムードに包まれ、祝う会の前週に結婚式を挙げたお二人から結婚の報告がありました。結婚式の際に作成されたDVD上映では、容姿端麗な絵磨さんのこれまでの経歴が紹介され、出席者全員その日一番の盛り上がりを見せました。

定番の谷萩弁護士のフルート演奏、この日のために所員全員で練習したみとちゃんダンスのお披露目もあり、終始和やかな祝う会となりました。

喧嘩をしたことがないというお二人は、本当にお似合いで幸せそうでした。

これからも所員一同、末永き幸せをお祈りしております。

